

北海道における農協「米共販」の構築と良質米産地の対応

田 淵 直 子

目 次

はじめに

1. 農協共販の確立と食糧法下の「農協食管」
2. 北海道の農協系統における「米共販」
3. 「全道トップ産地」T農協の「米共販」

おわりに

はじめに

本稿は、わが国の総合農業協同組合（以下、総合農協）における米の販売事業再構築のあり方についての試論である。

総合農協の米「販売」事業の性格は、戦後農協制度の始まりにおいて、農協が米穀を初めとする主要食糧の統制末端団体として位置付けられたことによって、特異なものとならざるを得なかった。すなわち、「販売」事業といいながらも、これは流通業の要素（商流機能、物流機能、金融機能、情報機能の4種⁽¹⁾）の大部分を欠く事業であった。その意味で、かつての米取り扱いは「販売」とカギカッコを付す方がふさわしい事業であった。

さらに、農協の販売事業は、農協という経営体にとっての事業であるとともに、農協という組織にとっての「共同販売」（以下、共販）という運動でもある。かつての米「販売」事業は、事業として特異であるばかりでなく、組織運動としての共販として見ても、その内実を欠くところに問題があったといえよう。

さて、自主流通米制度の創設(1969年)以来、わが国の米流通政策は、直接統制を徐々に間

接統制に転じ、国家が買い上げる政府米は急速に減少した。一方で、県単位の経済農業協同組合連合会(以下、経済連)が事実上の売り手となる自主流通米が、米流通の主流となり、新食糧法(1995年)施行に至って、国の米流通政策の範囲をはずれる「計画外米」が追認されることになった。制度上は「計画外米」を農協が集荷し、これを農協が販売しても問題は無い。しかし、実態的には柔軟な取引を求めて計画外米を選択する生産者や業者が、あえて農協を介して取引を求めることは想定しにくい(特殊な事例は確かにあるが)。ゆえに、計画外米(かつ、計画外米のさらに外縁に位置する未検査米)の多い地域を中心に、農協の米集荷率は急激に低下している⁽²⁾。

他方、米過剰に対処するための生産調整(作付け面積制限)は、1970年より30年余にわたって続けられており、米の消費減退が続く中で、生産調整は拡大基調にあった。食管法に条文のないまま、行政指導として25年間も生産調整がほぼ目標どおり達成されてきたことは、ある意味で驚くべきことである。もちろん、いわゆる「生産調整補助金」の存在があるゆえだが、この水準が1970年代末から低下傾向にある中でも生産調整は達成され続けてきた。新しい食糧法においては、生産調整を法的に位置付けるとともに、生産者(団体)の意向を組み入れた選択的生産調整がうたわれている。特に2001年度からは、それまでの政府による配分を基本とする形から、「ガイドラインの配分は(中略)『産地ごとの価格動向・販売動向・計画出荷の動向を考慮

して、生産者団体（農協系統 - 筆者 - ）の意向を踏まえて』決定する」「また、ガイドラインの配分を踏まえた地域間調整を生産者団体が進める⁽³⁾」ことになった。現実⁽³⁾に農協系統がどこまでイニシアティブを握れるかを十分に評価できる段階ではないが、地域間調整について農協系統の責任が重くなったことは確かである。

以上の状況は、農協系統に対して、極めて難解な連立方程式の解を求める状態といえよう。すなわち、農協集荷率が低下し米価が低迷する中で、米価を底上げしつつ、生産者の利害をミクロのレベルでもマクロのレベルでも調整しながら生産調整目標を達成する⁽⁴⁾という解である。

このような解が実在するか否かは、ここでは当面、問わないことにする。しかし、この方程式についてのオーソドックスな解法は、組織運動としての内実を伴った農協共販を形成することにしかないだろう。そこで本稿では、農協共販概念を整理した上で、北海道の農協系統が進める「米共販」運動を取り上げ、ホクレン農業協同組合連合会（以下、ホクレン）を中心とした「米共販」、および北海道中央部良質米産地のT農協「米共販」について分析してゆきたい。

1. 農協共販の確立と食糧法下の「農協食管」

そもそも、農協共販運動は食糧統制の緩和過程（1950 - 60年代の畑作物統制の緩和過程）において、農協系統が主体的に販売事業に取り組む意志表明として提唱されたものである。その目的は「系統組織による大量集荷と計画的販売を通じて、ア. 農家の適正手取価格の実現、イ. 平均売・共同計算の方法による出荷及び価格の季節的変動の排除、ウ. 商工業資本による不当な中間利潤の排除、エ. 販売代金の貯蓄による農家資金の蓄積を実現すること⁽⁵⁾」と説明される。

しかし、1950 - 60年代の全国的な麦共販運動、北海道の豆類・雑穀等共販運動は失敗のうちに幕を閉じることになった⁽⁶⁾。1950年代末のホクレンの自主共販が崩壊した背景を三田⁽³²⁾は「輸入在庫の圧迫による市況下落や目標価格をベースとした商人資本の農家へのサービスと競争力強化等の事情があった点は無視できない。他方、自主共販運動は、農民の自主的・自覚的な要求に根ざした運動とはならず、上からの官僚的な推進の枠にとどまり、相場変動のもとでの買取販売による抜け売りを防止することができなかった。また、目標価格が最低保証価格として組合員にうけとられ、精算価格が目標価格を下まわることによって、組合員の共販参加意識が低下するにいたった⁽⁷⁾」と、分析している。

農協共販が事業としても運動としても確立したのは、1970年代以降、青果物や花卉・果実の産地形成とともに単位農協（単協）単位での共販が定着したことによる。水田転作が恒常化した中で、いわゆる転作対応としての産地形成が進行、単協独自の販路開拓とともに共同計算（共計）や農協施設での共同選果（共選）が組み込まれ、予冷库や低温貯蔵庫等を利用した物流改善を伴い、作物別生産者部会を組織基盤とした共販が確立したといえよう⁽⁸⁾。また、果実・青果等の専門農協で発展していた共選共販が、総合農協の中に（合併⁽⁹⁾等の形で）取り込まれた経緯も重要である。

以上のような農協共販の進展は、農協の営農指導のあり方を変え⁽¹⁰⁾、生産者部会等による生産技術および流通技術面での学習を促進するものであった。こうした共販は、生産者部会等のメンバー同士の信頼関係を基礎に成り立つとともに、共計・共選という手法を用いることで、信頼関係を再生産する事業方式であると評価される。というのも、品質が異なる可能性のある他のメンバーの生産物が、自らの生産物と同一商品として扱われるわけであり、厳しい内部規制を行いながら、全体と

しての品質向上・商品量（ロット）の拡大が、組織をあげて目指されるからである。

さらに、これらの単協レベルの共販は、1980年代以降に広域産地形成につながることも少なくなかった。この広域産地化の手法は、農協広域合併による場合もあれば、広域連合会（広域連）のような事業連合を形成する例もある⁽¹¹⁾。

以上のような農協共販のあり方に対して、「米の共販」こそが共販の原型であるという認識も一方にある。例えば、岸⁽¹¹⁾は、次のように述べる。「米はこれまで系統共販のいわば模範だった。系統全利用、無条件委託、共同計算という共販三原則は米において最もうまく作用していた。というより、(旧・食糧管理法に基づく - 筆者 -) 食管制度の円滑な運用のために系統共販が必要だったのである。それは政府による買入れと最低価格の保障（生産者米価）を背景とするものだった。」⁽¹²⁾ というものである。確かに、戦前の産業組合の経験では米の共販運動が存在していた時期もあるが、戦時食管制度の確立過程で、「米共販」は米統制に飲み込まれたといえる⁽¹³⁾。そして、戦後の「米共販」は、戦時統制として完成した食管制度を起源とするものである。

実は、上記の共販三原則については、全国農協中央会（全中）の農協関係用語辞典⁽¹⁸⁾が示すとおり、「無条件委託、平均売り、共同計算」が定説である。「系統全利用、無条件委託、共同計算」という共販三原則は、変則的である。この変則的な「三原則」は吉田⁽³⁴⁾においても用いられており、これに対して三島コメントが批判を行っている。ただし、ここで問題にすべきことは、どの原則が正しいかではなく、なぜ「系統全利用、無条件委託、共同計算」という「三原則」が実際に流布しているかである。

恐らくは、農協系統内部において「共販」という用語に2通りのニュアンスがあることがこの背景にあろう。野崎⁽²⁴⁾は1970年代末とい

う早い時期に共販論を整理しようと試み、「単位組合が単独に販売する場合（単独共販）と、系統組織を利用して販売する場合（系統共販⁽¹⁴⁾）」を大別した上で、後者を県段階利用の部分系統共販と全国段階利用の完全系統共販に分類している。そして「これは理念的に考えられるというだけでなく、現実にもこの三通りの共販形態が採用されるわけです。時と所を問わず、何でもかんでもすべて系統全利用こそがもっとも正しい共販の姿勢だとはいえません。戦前の産業組合時代に無条件な系統全利用論が提唱され、時に正当な単独共販さえ否認され、それがあたかも系統組織に反逆するものであるかのように非難する行過ぎのみられたこともありました。だが理論的にも単独共販（部分系統共販を含む）が許される場合があるのです。」⁽¹⁵⁾と、述べている。

上記の分類は、どの段階までの共販であるかを単に意味するに留まらない。筆者は、農協系統の「共販」に、経済的メリットと相互の信頼関係を基調とした「契約的」共販と、何らかの権力の存在が前提の「統制的」共販という理念の異なる二つの共販概念が存在していると捉えたい。しかも、この二つは明確に分離して存在しているのではなく、一つの事業内部に概念が並存している可能性もある。

先に岸⁽¹¹⁾が、米事業を系統共販の模範と述べたのは、「統制的」共販の観点からの評価であろう。もちろん、その背景に農業政策の決定・執行権限を有する行政の権力が存在していたわけであり、先の三田⁽³²⁾で指摘されたような「農民の自主的・自覚的な要求に根ざした運動」ではなかったといえよう。他方で米価運動という「運動」は存在したが、本来は共販を発展させる中で自分たちの事業・地域農業を発展させるはずの運動が、単なる「物取り」運動に変質してしまっていたことは、農協系統全体の性格付け・力量に大きな影響を与えるものであったといえよう。

さて、新しい食糧法の下で、農協系統ほど

のような米事業を想定したのであろうか。北^[13]は、次のように述べている。「全国農協中央会(全中)は九五年四月、新食糧法に対応しJAグループの米生産・販売事業の再構築に向けたRICE戦略を決定した。」「全中でこうした戦略を決定したのは『新食糧法は国による規制・管理から民間主体の流通への制度変革であり、これは『JAグループ主導型のシステムをつくる契機』になるとともに『JAグループが大きな役割と責任を担う』ことになるとする情勢認識からであった。』「なお、全農はこのRICE戦略が決定される前の九四年一月、『新たな米管理システムとJAグループの対応について』をまとめていたが、ここでは『グループの新たな米共販運動』(傍点、筆者)の展開が提起されていた。この『新たな共販運動』はRICE戦略にも主張されているが、全農は九五年八月、その推進を正式に決定した⁽¹⁷⁾」という。

この制度転換は「食管制度から新食糧法への転換をひと言で要約すれば、政府食管から農協食管への移行⁽¹⁸⁾」であると評価された。⁽¹¹⁾岸は、「『農協食管』とはつまるところ、全員参加で生産調整を成功させ、とれた米は系統共販で有利に販売し、余ったときには調整保管して翌年以降の生産調整でつじつまを合わせる - というシステムである。その成否はこのシステムに組員をどこまで結集できるかにかかっている。」と説明する。しかし、岸氏自身、その見通しには悲観的である。例えば、生産調整について、建前では自主性を尊重した生産調整が進むはずであるが、「自治体や集落、農協による事実上の押しつけ、強制が広範に残るであろうことをうかがわせる。そのことを、ある経済連の幹部は『当県では“むら意識”が残っているので生産調整については心配していない』と述べた。とはいえ米価が低落傾向を辿り、転作面積が拡大したときにも依然として“むら意識”に頼れるかどうか、またそれが長い目でみてプラス

であるかどうかは疑問の余地がある。⁽²⁰⁾と、非常に控えめな表現ながら、「統制型」の「農協食管」の実現性と将来性を危惧している。

上記の懸念は根拠のあるものであり、現実にも食糧法施行以来、農協系統の集荷率は低下するとともに価格も低落傾向にある(の系統共販の不調)。また、過剰在庫を農協系統の責任で抱えきれず、政府在庫が膨らみ、緊急の追加的生産調整を必要とする状況(の調整備蓄の不調)にもある。唯一、生産調整のみが目標を達成しているが、その背景には相対的に有利な「生産調整補助金」⁽²¹⁾の存在と、生産調整への参加が「稲作経営安定対策」(=価格下落に対する補填制度)適用の条件になるという縛り⁽²²⁾が存在する。ゆえに、農協系統の力のみで生産調整が行なわれているとは言いがたい現状である。

2. 北海道の農協系統における「米共販」

現在、農協系統組織は「(市町村域)単位農協 - 県連合組織 - 全国連合組織」の3段階制から「(郡域以上)広域合併農協 - 全国連合組織」の2段階制へと再編されつつある。もちろん、この過程が斉一に進んでいるのではなく、広域合併にあえて参加しない単協、全国連(全農)とは統合せずに独自の道を選択する経済連等の存在がある。また信用事業分野では農林中央金庫と信連の統合が、事業の健全化計画を巡って難航している。

こうした状況の中で北海道の農協系統は、1993年に全道組合長会議の決議として、道内(完結)2段階制を選択している。その理由は、「本道農業の果たすべき役割、府県と異なる特性等」とされている。なお、農協広域合併は府県並に進め(目標:38農協)、「道内2段階制において完結できない事業については、全国系統組織と事業調整・協調」を図るという計画であった。⁽²³⁾

農協系統の経済(販売・購買)事業に関し

ては、「全農は98年10月、第一次統合として宮城、鳥取、島根を皮切りに、00年4月に東京、山口、徳島を統合した。01年3月には青森をはじめ21経済連と第二次統合、02年4月には秋田をはじめ6経済連と第三次統合し、32都府県、33経済連、69%との合併が実現し、残るは15道県経済連である⁽²⁴⁾」という状況である。経済連が全農に統合した場合には、県単位の独自の米販売事業を作ってゆくことが相対的に困難になる。これに対し、北海道の場合は特徴的な米販売事業を組み立てることが容易であるし、また、道内系統組織の独立採算を目指す必要もあり、個性的な事業展開を図らねばならない。

ただし、自主流通米市場において北海道は後発勢力である。1970年代までの北海道米は、低品質米の代名詞であり、自主流通米市場への進出は困難であった。そこで、80年に低価格を売り物にした特別自主流通米制度を新たに創設したのである(90年に一般自主流通米制度に編入)⁽²⁵⁾。これは、生産者手取りのマイナス分を北海道の稲作農家全体による「とも補償」制度で補うという、思い切った決断であった。

その後、「北海道米は九〇年『きらら397』の登場以来、業務用を中心に食味のよさと値ごろ感が一致し、それまでのブレンド米一辺倒から単品でも販路を拡大、府県の大手卸をはじめ道内でも高い評価を得てきた。また、九三年の大冷害による米パニックも拍車をかけ、価格も二万円台を記録。『きらら397』はあっという間に北海道の米産地に広がり、中核農家の規模拡大も進んだ。しかし、九五年に施行された食糧法がまず、北海道米にボディブローを与えた。市場原理に基づく販売、消費者の良質米指向の強まりで、北海道米への需要が停滞を始めたのだ。当時、きらら信仰は道内各地に広まり『適地でなくてもきららさえ作ってれば』というムードが各地に広まっていた。さらに、(中略)三〇〇万トンを

超える過剰在庫で、価格競争が激化、(中略)北海道米の販売状況を厳しく取り囲んだ。この結果、九七年に入ると自主流通米の価格は入札を重ねるごとに引き下げられた。五月に九七年産米の農家仮渡し金額は六〇*₀当たり一万五、〇〇〇円と決まったものの、(中略)道農協米対(米対策協議会 筆者)は、九月には農家への仮渡し金を一万三、〇〇〇円まで引き下げることを決定した。⁽²⁶⁾

こうした状況に対し、ホクレンは「売れ残りを防ぎ、多様化する実需ニーズに対応するための『用途別販売』」を方針とする。「自主流通米を『高品質米』、『一般用途米』、『特定用途米』の三区分に分類、『高品質米』は整粒歩合八〇%以上、蛋白質七・五%以下に抑え、一定の基準を満たした一等米とし、『特定用途米』も『きちんと品質管理、ニーズに合わせた製品づくり』をおこない、業務用の固定数量として販売する計画⁽²⁷⁾」である。

大泉⁽²⁸⁾は、1998年以降のホクレンの販売戦略について、「ホクレンは『在庫を減らし』、『販売を拡大する』ことを模索したのだった。在庫を減らすにはまず生産調整で、次に低価格訴求米の販売拡大でという二段戦略である。」「ホクレンは『生産調整による価格維持』というこれまで『RICE戦略』がとってきた需給調整的発想から、『生産調整と低価格米による販売力強化』というマーケティング的発想へと転換させたのである。」と、指摘する。また、北海道の農協系統は「計画流通の世界では生産調整によって稲作限界地を切り捨て道内優良地へのシフトを果たし、販売では全農仕切りによる販売を離れ経済連間競争のなかで販売量を増やすという『RICE戦略』とは異なった⁽²⁹⁾」リスクの高い路線を選択していると評価している。

北海道内の現状を見ると、大泉氏の「稲作限界地の切り捨て」という表現は適切とは思われない。というのも、2002年度の生産調整面積希望が、現場の意志によって600ha以上

表1 広域産地形成に応じた大型米穀集出荷施設

年 度	広域産地名(立地)	区 分	事業主体	処理能力 t	低温装置	色彩選別機	物流合理化		
							フレコン	30kg紙袋	純ばら対応
1995(98)	上川中央部(鷹栖)	カントリーエレベーター	上川RT(株)	10,094					
1996	北空知(深川)	ライスターミナル	深川市	12,000					
1997	上川北部(名寄)	ライスセンター	上川RT(株)	2,500					
1997	上川南部(中富良野)	カントリーエレベーター	上川RT(株)	4,000					
1999	渡島・檜山南部(大野)	カントリーエレベーター	大野町	6,300					
2000	石狩(当別)	カントリーエレベーター	当別町	8,000					
2000	胆振東部(厚真)	カントリーエレベーター	厚真町	9,000					
2000	南宗谷線(和寒)	カントリーエレベーター	和寒町	7,463					
1995(参考)	T 町	カントリーエレベーター	T農協	5,100					

資料：ホクレン他[26]より作成、年度のカッコ内は増設分

の(一時的な)目標超過となった状況⁽³⁰⁾があるからである。ただし、確かに地域によって稲作への意欲の大小が分かれてきていることも事実である。

言うまでもなく、通常の商品であれば、価格形成と生産量の増減は需給法則によって自動的にリンクしており、価格低落の続く商品は、生産コストの高い生産者から順に市場から撤退することによって、自動的に生産量の削減が行われる。しかし、米の場合、過去の実績を基準とした「公平な(生産コストの大小によらない)生産調整によって、人為的に需給均衡量を実現しようとする政策が採られ続けており、これは食糧法が食糧法に置き換わっても変わらなかった。こうした食糧法の特徴を佐伯⁽¹⁶⁾は「一方に旧食糧法下での統制的な米流通・価格システムをおき、他方に市場原理による自由な流通・価格システムをおいた場合、食糧法はそのいずれにも属さない、ちょうど両者の中間にある⁽³¹⁾」と説明する。この説明を踏まえると、ホクレンの米販売事業も基本的には統制と市場原理の中間にあるが、他に比べると市場原理により近い位置にシフトしたのだといえよう。

さらに具体的な販売事業プランとして、2001年7月時点でホクレンは14地区の広域産地を例示している。広域産地は「それぞれ特色のある広域産地、広域ブランドを形成しようというもので、良食味・高品質地域、これまでグループや単協が消費者と直結して有機

栽培米・低農薬米栽培などに取り組む地域、あるいは将来的に低コスト多収をめざす地域など、多用途、多業態に対応する米づくりを推進するのが狙い⁽³³⁾」である。特に「生協や量販店による『産地指定』が増加するのに伴って必要になるのが大型ロットと品質の一定化であり、前述の『広域産地形成』はこうした大口ユーザーの要望に応えられるといった意味で『産地形成』と相関関係にある⁽³⁴⁾」。なお、広域産地の区分は、合併構想による合併農協1もしくは2農協(稲作中核地帯において)を標準としている。

この広域産地形成の根拠は、一つにはすでに単協レベルや「広域連」レベルで取り組まれた独自の産地形成(産直や特定卸売業者との提携、特別栽培米、独自ブランドの開発等⁽³⁵⁾)の実績にある。また、「大口のユーザーに対し、食味を維持し、均質な米を安定的に、ロット供給することを可能にするためには、広域産地の核となる大型集出荷施設(ライスセンター、カントリーエレベーター)の整備が不可欠であり、ウルグアイ・ラウンド合意による国内対策の中でその施設整備が進んだ⁽³⁶⁾」ことがもう一つの根拠である。表1に広域集出荷施設の整備状況をまとめたが、色彩選別機や「ばら」物流に即した設備が導入され、数千~1万t以上の量を確保し、これによってブランドを確立しようという意志が明らかである。これらの施設は単に米を乾燥・貯蔵するだけではなく、厳しい選別を行ない、

北海道における農協「米共販」の構築と良質米産地の対応

適切な環境で貯蔵することで付加価値を高めようとする意味で、青果物の共選施設・貯蔵施設に当たるものと評価されよう。さらに、施設設置についても農協系統そのものではなく、行政や系統出資の別会社が事業主体となり、農協系統のみでなく、地域ぐるみで産地形成が進められている点が注目される。

以上の産地再編の取組みを生産調整の側からも後押しすべく、北海道農協米対策本部の産地評価に基づく「ガイドラインの(再)配分」が2002年度から開始された。すでに、生産調整の面積配分を一律配分から「売れる米」に重点をおいた配分に転換しようという方向性は、1996年に農協系統としての「北海道米生産販売方針」によって定められていた。しかし、1997年以降は生産調整の拡大局面となり、この実施が延期されてきたものである⁽³⁷⁾。

実は産地評価のいわゆるランキング(7段階)は1999年に道庁の支援を得て、すでに試算済みであり、2000年度に生産調整の緊急担

大がなければ、上位グループへの配分面積の一部を下位グループへの割り当てとして追加配分する予定であった。計画よりも1年遅れて、上記の配分が行なわれたわけであるが、これは、全国に先駆けて、米の生産・販売力等を評価し、脱一律主義の配分方式への第一歩を踏み出したものとして注目を集めている。ただし、大きな課題が存在することも事実である。

一つには、表2に示すように、今回の再配分面積は全道で437ha分(増減を合わせると874ha)であり、全道の生産調整面積118,000haに比して、わずかな比率に留まる。また、すでに過去の実績と自主的な地域間調整によって、ランキング上位(ランク5~7)市町村の転作率43%と、下位(ランク1~3)市町村の転作率58%には15%の差がついており、今回の措置にどれだけの実質的効果があったのかが問われよう。

もう一つには、このランキング(基準は表3)

表2 2002年度の北海道における水田生産調整ガイドライン配分

単位: ha, %

	水田面積 (配分基礎面積)	調整前生産調整 面積	調整後生産調整 面積	増減面積	増減比率	転作率
ランク7	10,186	4,509	4,412	-96	-2.13%	43.31%
ランク6	47,348	21,441	21,187	-253	-1.18%	44.75%
ランク5	45,393	19,022	18,934	-88	-0.46%	41.71%
ランク4	49,377	24,903	24,903	0	0.00%	50.43%
ランク3	62,061	32,449	32,747	298	0.92%	52.77%
ランク2	11,539	7,776	7,887	111	1.43%	68.35%
ランク1	9,830	7,786	7,815	28	0.36%	79.50%
5~7合計	102,927	44,972	44,533	-437	-0.97%	43.27%
1~3合計	83,430	48,011	48,449	437	0.91%	58.07%
総計	235,734	117,886	117,885	0	0.00%	50.01%

資料: 北農中央会資料より作成

表3 2002年度用・ガイドライン配分の評価項目

評価項目	具体的な指標	評価年及び具体的な評価対象	最高点
生産力	収量の安定性	過去5カ年の反収の変動係数	5.0
	反収水準	過去5カ年の反収水準	2.0
商品性	一等米比率	過去5カ年の計画出荷米に係る一等米比率	5.0
	高品質米比率	過去4カ年の計画出荷米に占める高品質米(低蛋白米・高整粒米)の比率	5.0 蛋白3.0、整粒2.0
販売力	計画出荷比率	過去5カ年の生産量に対する計画出荷米の比率	5.0

資料: 石田[3]

注) 産地評価は、上記5項目の相対評価点数を単純に掛け合わせた数値による。

最高911.64、最低2.06となり、これらを7つのランクに分けて、各市町村のランクを決定した。

配分は7ランク:5%、6ランク:10%、5ランク:15%、3ランク:20%、4ランク:20%、3ランク:20%、2ランク:15%、1ランク:15%

が産地としての実力をどの程度反映しているのか、これが重大な問題になろう。特に後者は、再配分面積の拡大局面(すなわち、第一の問題の解消過程)において、産地間の軋轢を生むことになる。この後者の問題については項を改めて今回の評価の重点を明らかにする。具体的には、ランキング1位(ランク7)のT町の事例に即し、今回のランキングでT農協「米共販」の取り組みのどこが評価されたのかを検証したい。

3. 「全道トップ産地」T農協の 「米共販」

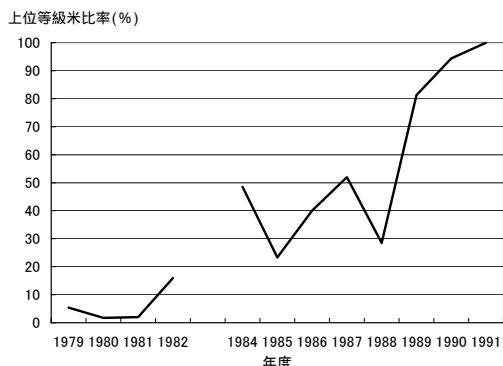
T町は上川支庁中部に位置し、T農協の正組合員戸数は2000年度で967戸、古くからの良質米産地として知られる。4500ha弱の耕地の85%が水田であり、現在でも平均耕地面積は5ha程度と決して大規模とはいえず、常に経営集約化を目標にしてきた地域である。特に、水田転作の定着・深化によって青果物(果菜)と花卉の導入を進めてきた。

ユニークな命名(1984年)で話題を集めた漆黒の「でんすけスイカ」ブランドは有名であり、贈答用市場に特化し、底堅い価格形成を実現してきている。近年は、光センサーでの選別、多様なマーケティングに成功し、青果物全体の不振の中でも安定した需要を形成している。また、T町は上川支庁最大の花卉産地として力を伸ばしつつある。T農協の集出荷施設とブランド「大雪の花」の力が評価され、花卉の集出荷を近隣農協から委託される存在である。T町での花づくりはすでに40年以上の歴史を有しており、共同育苗に支えられたカーネーションや菊の品質には定評がある。加えて、花卉の中でも最も難しいといわれるバラ栽培に力をいれていることが注目される。いずれの花卉も、農協担当者が強い配荷権を持って近畿圏の市場を中心に出荷され、安定した品質と量の確保によって、信頼される産地となっている。

米産地としてのT町は、上川盆地の中央部に位置するとともに戦後開拓の過程でダムを整備し、気候・水利に恵まれた良質米地帯である。しかし、図1に認められるように、1980年代までの上位等級米(1等米)比率は低く、農協50年史^[22]の1986、87年度の回顧部分にそれぞれ「T産米は、連続豊作となったにも拘らず1等米出荷率は依然として、管内中央部の他町村に比較して極端に低いレベルのままに推移した。⁽³⁹⁾」⁽³⁹⁾「T産米の不振は、1等米80%以上・良食味米作付80%以上の目標によるあらゆる努力も虚しく、まさにT稲作の“慢性病”の如く主産地の名誉回復は道遠しであった。転作田地の透水性改善、有機物施用による地力増強等においても、その条件整備は“不発”のまま効果なく、所得向上モデル集団の育成指導においても“薬効甲斐なし”の感があった。⁽⁴⁰⁾」と、極めて厳しい反省の弁が述べられている。

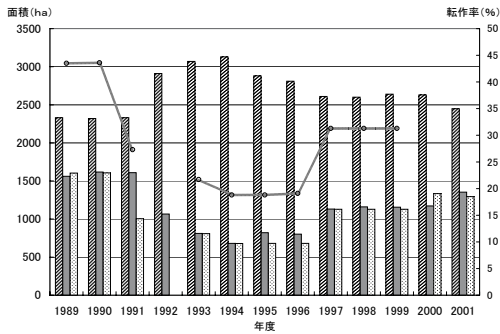
しかし、上述の努力が1980年代末から実を結び、1990年産94.5%、91年産で100%の一等米生産を記録している。高品質米(前述)の生産・出荷にも農協をあげて取り組み、2000年度産米は全量(19万6000俵)が「高品質米」規格をクリアしている。高品質米生産は厳しい栽培基準を忠実に守り、あたかも果菜や花卉を栽培するごとく手間をかける必要がある。この背景には優秀な女性労働力があ

図1 T農協上位等級米比率



資料：T農協「T農業のあゆみ 創立50周年記念」

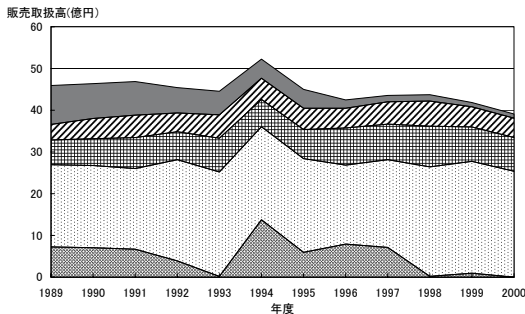
図2 T町における水田生産調整の推移



資料：北海道開発局
「北海道の農業に関する資料」
原資料：北海道農政庁資料

■ 水稲作付面積
▨ 転作等実地面積
▤ 翌年度転作等目標面積
○ 翌年度目標転作率

図3 T農協販売取扱高の推移



資料：北海道「北海道農協要覧」各年度版

■ 目その他
▨ 花卉取扱高
▤ 産物取扱高
▥ 自主流通米等取扱高
▦ 政府米取扱高

り、T農協では農家女性が農協運営に参画する道が大きく開かれていることも、産地形成にプラスに働いている⁽⁴¹⁾。また、T町における稲作志向は非常に高く、図2に示したように90年代中盤の生産調整緩和過程では、他市町村の緩和分をも引き受けて、転作率を20%以下とし、その後も30%台前半の転作率を保っている。

T農協販売事業の概況は図3のとおりである。小麦などの畑作物・畜産物販売額（その他として表示）を減らす一方で、青果物・花卉の取扱高を着実に伸ばしている。米は政府米・自主流通米等を合わせると、25~28億円ではほぼ一定しており、販売事業の基幹品目の地位を堅持している。

1995年（完成は97年）にT農協は単独でカントリーエレベーターを設置している（前掲表1）。他の広域産地の中核施設と比較しても遜色のない施設であり、95年（食糧法施行の年）という早い時期に設置されたことの意味は大きい。また、他の広域施設と異なって単協自身が事業主体であるために、投資の回収、そのための施設稼働率の向上が極めて重要である。

現実にも、稼働初年度には、乾燥が不調であり、施設の効果を疑問視されることもあった。また、施設稼働自体は軌道に乗った後にも、固定資産の急増に対する自己資本（出資金等）の不足が問題になっていた。これらの問題は、組合員の利用率を高め、施設の意義を理解してもらった上で増資を進めることで解決するしかないが、T農協はこれらを実現した点で注目されるものである。T農協の組合長はこの点について「農家個々が持っていた乾燥機を手放してもらいました。こうした既存の機械で半乾燥してから、カントリーエレベーターに入れる方式が多いのですが、これでは農家のコストが下がりません。生のままカントリーに入れる構想を立て、実行したわけです。」また、利用料金を安く設定し、「当施設は、現在100%近い利用率」となっていることを強調している⁽⁴²⁾。

このカントリーエレベーター設置のねらいは、当初は次のように説明された。「T産米の名声を高め波及拡大していく必要性」が認識されたためであり、「道内の単一農協では初めての大型乾燥調整貯蔵施設」であって、「Tブランドのきらら397有機減農薬米『とっとき米』の付加価値を高め、消費者直結の販売や小売店への独自ルートを開拓する」というものである⁽⁴³⁾。「とっとき米」とは、1994年発売の特別栽培米のブランド名である。これを生産するのは90年に結成された生産者グループ「グリーンライフ研究会」であって、T農協准組合員団体となっており、「『とっとき通

信」の発行や産地交流会などで生産者の顔が見える・信頼される安全な米の供給に大きな役割を果たしている⁽⁴⁴⁾と評価されている。さらに、農協独自の米小売事業は、独自のパッケージを用意し「今摺米」を商品化した。この商品はカントリーエレベーターが玄米貯蔵ではなく保存性の高いもみ貯蔵であることを売り物にしている。

しかし、「とっとき米」や「今摺米」の商品化が順調に進んだのではなく、ブランド米もまた値崩れするような米小売市場において苦戦せざるをえなかった。ゆえに、これらの取扱高は1999年には4億円余であったが、2000年度実績は2億円程度となっている。

以上の動きから推測すると、T農協は単独販売を強化するよりも、ホクレン「広域産地形成」の一角として、高品質米に取り組むという方針を採るに至ったと思われる。すなわち、リスクの大きい単協独自販売よりもホクレンの販売力、確実な代金回収・精算能力を利用し、実需(卸売・外食産業)から産地指定を受けることでT町ブランドを確立しようという方向であろう。そのために、2000年からは、食品への異物混入に過敏になっている世情に対応し、「異物除去」にいち早く取り組み、米のブランド化を進めている。

さて、前項で述べた米産地ランキングにおいて、T町は1999年・2002年用のいずれでも、120・117市町村中1位となっている。99年の計算基準と02年の基準では微妙な変化があるが(02年では反収水準よりも反収変動率を重視、自主流通米ではなく政府米を含めた計画米の比率を重視など)、いずれの計算方法によっても、T町は他市町村を大きく引き離してのランキング1位であった。特に02年基準では反収の変動係数が最も低いこと、「高品質米」比率が全道で2位であることが決め手となっている。一方、1等米比率は30位程度、計画米比率は40位程度でそれほど高くない。以上から、ランキングは米そのものの品質を

評価するに留まらず、産地形成に向けてどれだけ努力しているかが評価されるしくみであることが分かる。その意味では、収量を犠牲にしても高品質米をめざすという生産者の意思決定⁽⁴⁵⁾や、農協が経営上のリスクを負っても施設投資を進めて産地形成を図るというT農協の選択が評価されたのだといえよう。

おわりに

以上、農協「米共販」について、その「統制的」あり方と「契約的」あり方について、近年の北海道およびT町の「米共販」を素材に考察してきた。

「統制的」共販が成り立つのは、権力の存在が明確な場合のみであろう。敗戦直後の統制経済の下、T町では米の供出についての強権発動で30数人が留置所に留置され、集落単位での完全供出が強要された⁽⁴⁶⁾という。GHQがジープで乗り付けて銃を向けるほどのあからさまな強権発動は、その後ありえなくなったが、食管法に違反してヤミ米を出荷することは、地域での補助事業導入等にマイナスになることが容易に予測され、間接的な意味で行政権力が食管制度の維持に効果を持っていたといえよう。

しかし、食糧法に基づく「農協食管」構想は、政府食管のごとく行政権力の発揮を期待するわけにはいかない。先に述べたように、農協系統としては全量集荷をめざし、その目標がある程度達成できなければ、市場価格をコントロールすることが不可能となり、農協食管構想が空中分解することになる。「農協食管」という名の「統制的」共販は根拠とする権力がない以上、極めて実現が困難であるということであろう。

一方、農協の事業方式であり、組合員の運動としての「契約的」共販が成り立つ条件は、経済的なメリットの存在と明確な運動目標の存在であろう。優秀な生産者が次のように経済行動を選択し、共販に積極的に関与・参加

することが、共販の成功につながるはずである。すなわち、個別に販売すればより高い価格を実現できるかもしれず、共販のための生産者組織・農協運営に要するコストを削減すれば、より合理的な経営を営めるかもしれないが、中長期的にみれば、そうではない（逆である）という経済的判断である。共販という手段を用いて産地形成に成功したほうが、自らの農業経営にとってもプラスになるという見通しを持ち、経済行動を選択するというあり方といえる。また、一地域住民として、望ましい地域社会を維持・発展させるために地域の農家経営を守ることが重要になるという価値判断も重要である。

以上の視点からいうと、T農協の「米共販」の取り組みは高く評価されてしかるべきであろう。また、北海道の農協連合組織の方針も全道一律の良質米運動を転換、さらに397生産・販売の成功と失敗に学びながら、地帯別・産地別の産米指導と流通に取り組もうという点で、評価してよいものである。

ただし、T農協において、運動目標の明確化、全道一の産地として評価されたことによる地元関係者のモチベーション向上には著しいものがあるが、具体的な経済的メリットは未だ小さいという問題がある。北海道農協系統が「統制的」共販を維持しようという志向の中での「契約的」共販の萌芽というべきかもしれない。生産調整配分面積と販売価格への目に見える効果がない場合、これは萌芽のままに終わる危険性が存在する。

おそらく、この問題は「契約的」共販にふさわしい生産調整の合意方法という大問題につながっていくものであろう。いずれにせよ、試行錯誤の過程として、米共販のあり方を模索するしか、道はないといえる。

末尾になったが、聞き取り調査・資料収集に御協力頂いたT農協の皆様、北農中央会I氏に記して感謝したい。

[注]

- (1) 小山[15]p.9
- (2) 佐伯[16]p.22では、1999年産米における農協共販のシェアは55%に過ぎないと推計している。特に階層的には大型稲作農家と飯米農家という両端、地域でいえば大都市周辺と良質米地帯に農協離れが多いと述べられている。
- (3) 吉田[35]p.75
- (4) しかも、2003年度以降には生産調整の基準がネガ（生産調整）面積管理からポジ（生産）数量管理に転換され、より厳密な生産調整が求められる可能性がある。このことは、小野[10]pp.24-32参照
- (5) 米坂[37]p.260
- (6) 三田[32]pp.209-212
- (7) 三田[32]p.212
- (8) 例えば、太田原[7]pp.134-135の洞爺村農協の青果物共販は、先駆的な典型事例である。
- (9) 太田原[8]pp.165-189参照
- (10) 営農指導の変化については、拙稿[19]参照。
- (11) 広域事業連の事例は、田淵・河村[20]pp.304-308
- (12) 岸[11] p.133
- (13) 戦前の産業組合の米共販と、それが戦時食管に吸収されてゆく過程は持田[33]pp.41-44。
- (14) 野崎[24]p.93
- (15) 野崎[24]p.93、ただし、野崎氏は、同一の市場において系統組織同士（例えば県連と全国連）が競合することは許されないと主張し、系統によるコントロールの必要性を強調している。
- (16) RICE 戦略とは、正式には「JA グループの米生産・販売対策新方針」として定められ、Restructuring（再構築）Identity（JAらしさ）Concentration（結集）Efficiency（効率化）の頭文字を採って、呼称が決まったものである。その4つの重点課題は 生産調整の確実な実施による全体需給調整、計画流通米の確保、備蓄・調整保管の運用と新たな基金の構築、自主流通米の計画的・安定的販売と競争力

- の強化, である。以上は岸[11]pp.125-129による。
- (17) 北出[13]pp.51-52
- (18) 佐伯[16]p.39
- (19) 岸[11] p.132
- (20) 岸[11] p.133
- (21) 2001年度水田農業確立対策における助成金は, 最大(とも補償への参加・水田高度利用加算等)で10a当たり73000円。さらに, 緊急拡大分については加算される。
- (22) 稲作経営安定対策は, 1999年度に創設され, 過去の価格水準の8~9割を農家と政府の双方による出資(1:3)を原資として補填する制度である。この制度は任意の参加によるが, 参加条件として生産調整の実施等が定められている。
- (23) 太田原[9]参照。なお, 共済事業については, 2000年度に全国連と都道府県共済連が一斉統合し, 北海道共済連も統合されている。
- (24) 麻野[1]p.65
- (25) 小池[14]参照
- (26) 米岡[36]pp.87-88
- (27) 米岡[36]pp.88-89
- (28) 大泉[5]p.198
- (29) 大泉[5]p.198
- (30) 北海道新聞[29]
- (31) 佐伯[16]p.4
- (32) ホクレン他[26]参照
- (33) ホクレン[25]pp.96-97
- (34) ホクレン[25]p.96
- (35) 小池[14]では, 深川市農協, 北竜町農協, 北空知広域連の事例が取り上げられている。
- (36) ホクレン[25]p.96
- (37) 石田[3]参照
- (38) 北海道新聞[27]
- (39) T農協[22]p.197
- (40) T農協[22]p.199
- (41) この点については, 拙稿[21]参照
- (42) ニューカントリー編集部[23]pp.90-91
- (43) T農協[22]p.226

- (44) T農協[22]p.226
- (45) 北海道新聞[28]参照
- (46) T農協[22]p.251

参考文献

- [1]麻野尚延「経済事業の将来を問う 全農・経済連の一部統合を踏まえて」『農業と経済』2002.4臨時増刊号, 昭和堂, 所収
- [2]朝日新聞2001年12月26日記事「コメ作付, 主産地に集中 品質向上にランク導入 来年度ノ北海道」
- [3]石田健一「米の作付面積に関するガイドライン配分について」(社)北海道農業改良普及協会『農家の友』2002年5月号, 所収
- [4]岩田俊昭「米ガイドラインと米産地形成」(社)北海道農業改良普及協会『農家の友』2002年5月号, 所収
- [5]大泉一貫『いいコメうまいコメ コメ流通新時代』朝日新聞社, 1995年
- [6]大泉一貫「米集荷の多様化と農協・出荷業者・農民」日本農業研究所『食糧法システムと農協』農林統計協会, 2000年, 第5章所収
- [7]太田原高昭『地域農業と農協』日本経済評論社, 1979年
- [8]太田原高昭『系統再編と農協改革』農山漁村文化協会, 1992年
- [9]太田原高昭「系統農協の組織再編と北海道の選択」平成9年度科学研究費補助金研究成果報告書(最終年・課題番号07306010)『農業協同組合連合会の組織・事業方式とその再編方向に関する総合的研究』所収
- [10]小野雅之「生産調整のゆくえ」『農業と経済』「特集 米政策の転換は何をもたらすか」2002年4月号, 昭和堂, 所収
- [11]岸康彦『「農協食管」への模索』編集代表大内力『日本農業年報42 政府食管から農協食管へ-新食糧法を問う-』農林統計協会, 1995年
- [12]岸康彦「自主流通米取引システムの改革と今

北海道における農協「米共販」の構築と良質米産地の対応

- 後 - 指標価格の形成から『取引の場』へ』日本農業研究所『食糧法システムと農協』農林統計協会, 2000年, 第3章所収
- [13]北出俊昭『新食糧法と農協の米戦略』日本経済評論社, 1995年
- [14]小池晴伴「北海道産米の流通展開と今後の市場対応」北海道農業研究会『北海道農業』No.20 1996.3
- [15]小山周三『よくわかる流通のしくみ』西東社, 2000年
- [16]佐伯尚美「『農協食管』としての食糧法システム」日本農業研究所『食糧法システムと農協』農林統計協会, 2000年, 序章所収
- [17]清水周「新食糧法と北海道米の需給動向」『北海道農業経済研究』第7巻第2号, 1997年度秋季大会シンポジウム
- [18]全国農協中央会『農協関係用語辞典 <改訂版>』1990年
- [19]田淵直子「北海道における農協営農指導体制の変遷 - 昭和30年代『営農計画化』運動と営農指導事業 - 」『北海道農業経済研究』第4巻第1号
- [20]田淵直子・河村彰仁「農協系統における営農技術体制の強化に関する研究 - 技術指導の現状と営農指導のあり方 - 」全国農業協同組合中央会『協同組合奨励研究報告 第二十二輯』1997年, 所収
- [21]田淵直子「農協高齢者福祉事業におけるボランティアリズム (1) - 北海道T農協の女性部助け合い組織と事業創造 - 」北星学園女子短期大学紀要 vol.38 2002年
- [22]T農協『T農業のあゆみ - T農協50年史 - 1997』
- [23]ニューカントリー編集部「今月のKEY PERSON 物井清人さん JA 当麻代表理事組合長 米産地全道一, 上川中央まとまれば日本一も可能」北海道協同組合通信社『ニューカントリー』2002年3月号
- [24]野崎保平『農産物市場と共販 - 販売事業への手引き - 』日本経済評論社, 1979年
- [25]ホクレン農業協同組合連合会『ホクレン八十年史』1998年
- [26]ホクレン農業協同組合連合会・北海道米販売拡大委員会・北海道もち米団地農協連絡協議会『北海道のお米2001』
- [27]北海道新聞 1999年11月20日記事「コメ生産調整 7段階選別を導入」
- [28]北海道新聞 2001年12月30日記事「良質米 当麻が全道一」
- [29]北海道新聞 2002年4月13日記事「本年度道産米転作配分 目標を600%超」
- [30]北海道新聞 2002年4月25日コラム「今日の話 出を待つ早苗」
- [31]三島徳三「コメント2」『協同組合研究』第16巻第3号, 日本協同組合学会第16回大会シンポジウム, 第二報告へのコメント
- [32]三田保正「統制撤廃後の畑作物の流通・価格政策」北海道農業会議『戦後北海道農政史』1976年, 第2章第7節所収
- [33]持田恵三「食管制度とはなんであったのか - 55年間の軌跡を総括する」編集代表 大内力『日本農業年報42 政府食管から農協食管へ - 新食糧法を問う - 』農林統計協会, 1995年
- [34]吉田俊幸「新政策, 新食糧法と農協, 農業」『協同組合研究』第16巻第3号, 日本協同組合学会第16回大会シンポジウム, 第二報告
- [35]吉田俊幸「生産調整の転換と農協 - そのねらいと現実」日本農業研究所『食糧法システムと農協』農林統計協会, 2000年, 第2章所収
- [36]米岡敬司「『新たな米政策』は自立への試金石 = 北海道」農政ジャーナリストの会編『「新たな米政策」は何をを目指すか』農林統計協会, 1998年, 所収
- [37]米坂龍男『農協関係用語の基礎知識』全国協同出版, 1985年

